

平成17年11月9日

医療経済実態調査結果速報（平成17年度）に対する

日本医師会の見解（その1）

本調査は、各種医療機関における改定ごとの変化を調査するものであり、収支構造の異なる法人立と個人立を比較することはできない。診療は、診断、説明、治療によって行われるものであり、物を製造して販売するものではない。したがって、他業種のように収益率を比較することは適切ではない。

各方面から問題とされている個人立診療所の収支については、大きな誤解がある。個人立は、法人立のごとく経営者の給与を経費として算定できないので、その医業収支差額は法人における黒字赤字を示す額ではない。個人立の場合には医業収支差額から従業員・事業主の退職金引当、建物・設備の更新費用を積み立てる（平均月々30万円：日医資料）と同時に、事業用借入金の返済（平均月々40万円：中医協資料）を行なわなければならない。結果として医業収支227万円から、これらと引き当て相当分の税金を引き、賞与分を勘案すると月給約100万円となり、病院長平均月給195万円、医師平均月給96万円と比較しても多いものではない。

本年度の調査は前回調査に比べて診療実日数が1日多く、これまでの厚生労働省の方法によると収入をマイナス2.3%補正しなければならない。すなわち、個人立診療所では収入は報告のマイナス2.0%ではなくマイナス4.3%となり、実質かなりのマイナス改定であったことが明瞭となっている。さらに、多くの病院においては医業収支が赤字であり、医療の安全確保が困難となってきている。この傾向が続ければ、医療提供体制は破壊されいくものと推察される。